

令和3年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年4月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について
議案第3号 大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について

<報告事項>

- 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
報告第3号 軽微な農地改良の届出について
報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について
報告第5号 農地の使用貸借権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

なし

<出席職員>

事務局長 秋山 賢次 事務局 伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局 長
（秋山 課長）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議 長
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

3 番委員の渡邊委員、4 番委員の森委員に申し上げます。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
（寺 井）

2 頁をお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

今回申請案件が 5 件ですので、先一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつご審議をお願いします。

番号 1。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,312 ㎡。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地が自宅に近い。譲渡人/規模縮小のため。権利内容：売買による所有権移転。

続きまして 3 頁に入ります。

番号 2。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積：158 ㎡。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/所有する農地に近い土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：交換による所有権移転。

番号3。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積：158 m²。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/所有する農地に近い土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：交換による所有権移転。

番号4。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積：289 m²。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/所有する農地に近い土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：交換による所有権移転。

番号5。所在・地番：田丁〇〇番。地目：畑。地積：1,368 m²。権利者：茨城県取手市〇〇〇〇氏。義務者：茨城県つくば市〇〇〇〇氏。事由：譲受人/今後の規模拡大に向け会社経営への増進を図るため。権利内容：売買による所有権移転。

事務局からは以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号、番号1については、8番委員の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので、ご報告をお願いいたします。

矢代委員
(8番)

ご説明いたします。

3月26日の午前中に権利者・義務者の両名より聞き取りを行い、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

場所は横山です。番号1の案内図をご覧ください。太い道路が国道297号線大多喜バイパスです。この横山交差点付近にわくわく広場がございますが、その駐車場を通り抜けますとすぐ細い道路が町道としてございます。この道路よりわくわく広場を経由して正面を向き、30m先の〇枚目の土地が申請地となります。

現況は水稻を作付しており、権利者の〇〇さんが既に借りて耕作しております。義務者の〇〇さんは規模を縮小いたしたく、権利者の〇さんは自宅がすぐ近くなので引き続き耕作し易いとのことでございます。権利者の〇〇さんは確実に水稻を作付して行くので問題はないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

矢代委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

井口委員

今のお話ですと現況が水稻のままで、耕作者が移転するという

(6 番) ことよろしいのですよね。

矢代委員 その通りです。

(8 番)
井口委員 分かりました。

(6 番)
議長 他にご質問はありますか。

(渡辺会長)
議場

———— 「なし」の声あり ————

議長 それでは他に質問がないようですので、番号1については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

(渡辺会長)
議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長 異議なしと認め、番号1につきましては、許可することと決定いたします。

(渡辺会長)
次に番号2から番号4につきましては、5番委員の鈴木委員が現地調査を担当されましたので、一括してご報告をお願いいたします。

鈴木委員 ご報告いたします。

(5 番) 昨日の朝9時に事務局の伊嶋補佐と根本測量の根本社長と現地調査を実施してまいりました。

場所は国道297号線を大多喜から勝浦に向かいまして、久我原の信号を左折して町道を走って行きますと三育学院大学があり、その三育学院大学の構内を通り抜けた先の左右が現地となります。場所は公図を見ていただくと分かると思いますが、現地はきれいに畑として耕作されており、手入れもされておりました。

根本社長の話ですと、地籍調査の結果で自分の土地だと思っていた土地が他の人の土地だということが分かったため、交換による所有権移転という形を取りましようということになったとのことで、畑として使うことには何ら問題はないと思いますので、審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ご苦勞様でした。

(渡辺会長) 鈴木委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

佐川委員 鈴木委員にお伺いします。説明で聞き洩らしたのかも知れませんが、現況地目が畑となっていますが、今現在何か耕作されていま

(2 番)

すか。

鈴木委員
(5番)

ネギだとか色々耕作されていました。ただ、4番に関しては耕作されているというか、耕作される前の形できれいに整地されており、これから何か作付するという感じでした。

議長
(渡辺会長)

私の方から事務局に質問があります。
4番について交換ということになっていますが、一方しか記載されていないのですが。これは農地以外の土地と交換ということなのでしょうか。

事務局
(寺井)

ご指摘の件につきましては、農地以外の土地と交換ということではなく、今回同時に交換の筆の申請がなかったため分かりにくくなっておりますが、権利関係の部分ですぐに申請があげられない状況ということで伺っています。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。他にご質問はございますか。
ないようでしたら、番号2について許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号2につきましては、許可することと決定いたします。
次に番号3の採決に移ります。番号3について許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号3につきましては、許可することと決定いたします。
次に番号4の採決に移ります。番号4について許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号4につきましては、許可することと決定いたします。
続きまして、番号5については7番委員の小高委員が現地調査を担当していただきましたので、ご報告をお願いいたします。

小高委員
(7 番)

ご報告いたします。

4月6日午後1時半に申請者〇〇〇〇氏立会の元に現地調査を行ってまいりました。場所は田丁区で、地図にある〇〇さんの住宅を右に入り概ね50m程先に申請地が位置してございます。

申請地の現況でございますが、残土を1m50cmから2m位盛土してある休耕地であり、申請者の〇〇〇〇氏は最近道路から坂道の進入道路を造成して休耕地へのアクセスを確保しており、東側と南側は休耕地となっております。

申請の内容は所有権移転で、義務者の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏が所有する個人所有の土地を権利者の〇〇〇〇氏が代表社員である〇〇〇〇会社という農業法人に権利移転をするという申請せあり、個人所有から農業法人への所有権を譲り渡すというものでございます。

別紙にございます農業経営実施計画書が提出されておりました、これによりますと銀杏を定植したいということで、作付面積全体で5,000㎡、78本、その内の1,368㎡に銀杏を作付したいということでもあります。また、大多喜町田丁以外にも3箇所畑を求めてそちらにも果樹園を作りたいということもございます。

本件を許可した場合については隣接住宅の所有者である〇〇氏は申請者に対して口頭で了承していると聞いており、その他についても休耕地でありますので、何ら問題はないと思っております。

銀杏を定植するということですが、栽培の仕方によっては大きくなって日陰、日照権の問題も発生するのとも分かりませんが、それは将来のことであり、現在のところは隣接者の〇〇氏は異議は唱えていないということです。

この農業法人は、農業経営計画書と作付計画書を提示しております、正式に農業経営に従事しているということですので、私としては問題のない案件であると思っております。

以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

小高委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

森委員
(4 番)

この件は2年位前に1回前例があった案件の近くだと記憶しています。やはり銀杏をやりたいという申請があり、同じような場所のように思えますが今回は違う案件なのではないでしょうか。

事務局

ただ今のご質問についてですが、同じ場所でございます。

(寺 井) 2年前に申請が出た案件でございますが、〇〇氏個人として所有したいということで申請があがって許可になりました。

議 長 関連して質問ですが、そうしますと前に許可したものについては取消か何かが出ているのですか。
(渡辺会長)

事 務 局 前に出た件につきましては、取消は出ておりません。
(寺 井)

議 長 事務的に1回許可を出してある案件に対して同じ3条でまた許可を出してしまって特に問題はないのでしょうか。
(渡辺会長)

事 務 局 今回の案件は個人から法人への所有権移転ということで考えておりましたので、取消を出す必要性はないと考えておりました。
(寺 井)

議 長 参考でもう一点お伺いしたいのですが、この〇〇〇〇会社は設立してまだ若い会社なのですか。
(渡辺会長)

事 務 局 皆様にお配りしてございます資料に農業経営実施計画書の写しをお付けしてあるかと思いますが、法人の設立日として2020年6月11日ということで記載してございますので、まだ設立して間もない法人ということが言えると思います。
(寺 井)

議 長 他に何かご質問はございますか。
(渡辺会長)

渡 邊 委 員 以前にもこういうお話があったということですが、今現在の土地の所有者は義務者欄に記載してある〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの2名で、前回申請があった時もこの2名で申請を出されていたという理解でよろしいですか。
(3 番)

事 務 局 前回の申請も〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の共有名義で申請が出されておりました。
(寺 井)

渡 邊 委 員 この土地自体は今現在共同名義の土地ということでよろしいのですか。
(3 番)

事 務 局 はい。登記簿謄本上で共有名義となっております。
(寺 井)

渡 邊 委 員 分かりました。ありがとうございます。
(3 番)

森 委 員 農業経営の実施計画書ですが、これを見ると1,368㎡の

(4 番) 面積から 6,240kg の収穫があるということになっていますが、これだとすごい金額になると思います。日本全国どこを探してもこのような数量はないと思いますので、無謀な計画を立てているように感じるのですが。

事務局 (寺井) ただ今のご指摘の件についてですが、6 年度～10 年後の目標といたしまして農業経営実施計画書に書かれておりますが、将来的に 5,000 m² の農地を取得または貸借して 6,240kg の収穫を目指したいということで計画されたものであると思います。

森委員 (4 番) それにしてもちょっとこれは夢のような数字と感じてしまいますが、計画なのでそれでいいのかも分かりませんが、私はそのように感じました。

議長 (渡辺会長) これは目標で 6～10 年と書いてありますから、5 年間で 6t 位採れるという解釈もできるのではないのでしょうか。

事務局 (寺井) 事務局としても本人の意図を確認しなければいけなかったのですけれども、今森委員がおっしゃられたよう 1,000 m² 当たりで 1,000kg というのが妥当な収穫量だとしますと、5～6 年で 6,200kg という計算で生産量を考えた可能性もあると思いますが、その辺の確認はとれておりません。

渡邊委員 (3 番) 申請地の地図上でいうと南側の土地は畑の田んぼでしたか。

小高委員 (7 番) 休耕地となっております。盛土をしてありましたので畑としては利用されておりましたが、草が生えていたものの草刈りはされている様子で、荒れ果てている感じはなく、ある度管理されている状況でした。

渡邊委員 (3 番) 大きい地図で見ると筆数が一杯あるのですけれども、南側の所有者は 1 名ですか。先程隣接者の〇〇さんは問題がないとおっしゃっていたそうなんですけれども、もし木が大きくなって周りで田や畑を耕作している方がいて、日照の問題が今後発生する可能性もあるのかなと感じましたので、どういう土地なのか知りたいと思いご質問させていただきました。

小高委員 (7 番) 周辺に耕作している水田はございません。

佐川委員 経営規模の項目の中に売買予定地と記載されておりますが、これ

(2 番) 事務局 (寺井) は何でしょうか。
他県他市の農業委員会に申請手続中の土地であったりだとか、今後取得を予定している土地ということで記載されているものです。

渡邊委員 (3 番) この土地は義務者の〇〇さんが相続された土地なのでしょうか。

事務局 (寺井) 登記簿謄本を確認しますと、〇〇さんご夫婦の所有になる以前は全く別の所有者であります。現所有者の〇〇さん夫婦と血縁的な関係があるかどうかにつきましては不明です。

議長 (渡辺会長) 他にご質問はございますか。
ご質問がないようでしたら、番号5について許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号5につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画」について議題といたします。

なお、本件の整理番号3-5から3-7までは〇番委員の〇〇委員ご自身が関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (寺井) 6頁をお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり
2. 公告を予定する日：令和3年4月8日

農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、7頁以降に掲載しておりますが、先に整理番号3-1から3-4までをご説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。

それでは整理番号3-1、利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜〇〇番、地目：田：地積：500㎡他2筆となりまして、合

計 3 筆で 2,924 m²となります。利用計画は 3 筆ともに水田として利用、賃借権の設定は米 120kg です。利用権設定の期間は 3 年間で令和 3 年 4 月 9 日から令和 6 年 4 月 8 日となります。借賃の支払期日につきましては、毎年 9 月 30 日までに持参払いです。貸付者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏、借受者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏です。この案件は更新の再設定です。

次からは新規設定の案件となります。

整理番号 3-2、利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜〇〇番、地目：田：地積：2,517 m²他 2 筆となりまして、合計 3 筆で 8,439 m²となります。利用計画は 3 筆ともに水田として利用、賃借権の設定は合計で米 510kg です。利用権設定の期間は 3 年間で令和 3 年 4 月 9 日から令和 6 年 4 月 8 日となります。借賃の支払期日につきましては、毎年 9 月 15 日までに持参払いです。貸付者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏、借受者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏です。

この他に新規設定の案件が 3-3 と 3-4 の 2 件提出されておりますが、内容は資料記載のとおりでございますので、ご説明は略させていただきます。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の状況につきましては 14 頁の表に掲載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

整理番号 3-1 から 3-4 までの事務局の説明が終わりました。
質問のある方は発言をお願いいたします。

————— (質問なし) —————

議 長
(渡辺会長)

特に質問はないようですので、整理番号 3-1 から 3-4 まで原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場

————— 「異議なし」の声あり —————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、整理番号 3-1 から 3-4 までは原案どおり決定することとします。

それでは、〇〇委員は退室をお願いいたします。

————— (〇〇委員退室) —————

議 長
(渡辺会長)

引き続き整理番号 3-5 から 3-7 の審議に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

それでは11頁整理番号3-5からご説明をさせていただきます。
土地・利用権の条件：下大多喜〇〇番、地目：田：地積：3,002㎡他2筆で、合計地積は3筆で6,385㎡となります。利用計画は3筆ともに田として利用、賃借権の設定は合計で米390kgです。利用権設定の期間は5年間で令和3年4月9日から令和8年4月8日となります。借賃の支払期日につきましては、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏、借受者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏です。

この他、12頁の3-6、13頁の3-7の案件も同様に提出されておりますので、ご説明につきましては省略させていただきます。なお、〇〇氏の利用権設定後の農業経営の状況につきましては、15頁に掲載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

整理番号3-5から3-7までの事務局の説明が終わりました。
質問のある方は発言をお願いいたします。

森委員
(4番)

13頁の〇〇〇〇さんはもっと貸していたと思うのですが、これだけですか。

事務局
(寺井)

今回提出されたのはこの案件だけとなっております。

議長
(渡辺会長)

他に質問はございますか。

ご質問がないようですので、整理番号3-5から3-7まで原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、整理番号整理番号3-5から3-7まで原案のとおり決定することといたします。議案第2号は以上でございます。

続きまして、議案第3号「大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(寺井)

16頁をご覧ください。

大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について。

大多喜町農地利用最適化推進委員について、下記のとおり委嘱する。

事務局

補足説明をさせていただきます。

(伊 嶋)

大多喜町農地利用最適化推進委員の選任方法につきましては、過日開催いたしました臨時総会におきまして、農業委員の皆様のご承認をいただき、採点方式により選考を行うこととなっております。昨日議案をお届けした際に採点表も併せて配布させていただき、各自採点を行った上で本日採点表をお持ちいただきたい旨をお願いしたところでございます。

これから採点表を回収し、採点を実施したいと思いますが、ご提出をいただく前に今一度採点表の記載内容をご確認いただきたいと思っております。

————— 各委員、採点表の記載内容最終確認を実施 —————

事 務 局

(伊 嶋)

それでは採点表を回収させていただき、別室にて集計を実施いたしますので、委員の皆様におかれましてはその間ご休憩をいただきたいと思っております。

なお、採点表は回収後、公平性と透明性を喫する観点から一度ばらばらに並べ直し、どの委員さんが誰に何点の配点を行ったかを分からないようにして結果をお示しいたします。

議 長

(渡辺会長)

それでは事務局から説明がありましたが、集計の間暫時休憩といたします。

————— 採点表の回収及び採点・結果集計 —————

議 長

(渡辺会長)

それでは議事を再開いたします。
事務局から集計結果の公表をお願いいたします。

事 務 局

(伊 嶋)

今お手元の方に集計結果をお配りさせていただきましたが、この結果表につきましてはお持ち帰りいただくか、会議終了後は机の上に置いてお帰りいただくようお願いいたします。

それでは改めて事務局から選任された方々を発表させていただきます。

藤平重男様、吉野敏和様、関等様、米本郁徳様、唐鎌文彦様、君塚正次郎様、森川廣司様、坂輪重幸様、長谷修一様、関善夫様。以上10名です。

議 長

(渡辺会長)

事務局の報告が終わりました。
それでは集計結果のとおり、10名の委員を大多喜町農地利用最適化推進委員として委嘱することにご異議ございませんか。

議 場

「異議なし」の声あり

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱を決定することとします。

議案第3号は以上でございます。

それでは、続きまして議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事 務 局
(寺井)

17頁をお開きください。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」。

下記のとおり、千葉県地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号22。所在・地番：平沢〇〇番、地目：田、地積：1,415㎡他1筆、合計2筆で2,847㎡、変更登記地目：2筆ともに原野、登記原因・日付：2筆ともに年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和3年2月22日現地調査。

本件は森委員、鈴木委員立会の元、事務局2名で現地確認を実施しました。照会地〇〇番の現況は、草刈りはされていたが、申請者によると平沢ダム建設時に発生した残土を埋めた経緯があるため、岩石等が含まれた耕作に適さない土となっており、長年不耕作状態であったとのことから、耕作再開には困難が伴うと判断し、非農地回答とした。

また、照会地〇〇番の現況は、水路を挟んで北側は隣の〇〇番の筆と同様の状況であったため、非農地回答とした。また、水路を挟んで南側は果樹(柿)が植えられており、管理されているようであったため、農地回答とした。

この案件は1筆の中でも農地回答と非農地回答をした部分とに分かれためずらしいケースでありました。土地所有者の住所・氏名：大多喜町平沢〇〇番地・〇〇〇〇氏。

続きまして番号23。所在・地番：新丁〇〇番、地目：田、地積：188㎡他5筆、合計6筆で4,718㎡、変更登記地目はいずれも山林となっています。登記原因・日付もいずれも平成元年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和3年2月18日現地調査。

本件は矢代委員、山口委員、農地利用最適化推進委員の森川委員の立会の元、事務局2名で現地確認を実施しました。照会地の6筆は平成28年度地籍調査による農地の地目認定の照会で現地調査を実施し、平成29年1月の農業委員会総会で非農地判断議決している筆である。現況は当時と変化なく、杉や雑木が繁茂している状況のため、非農地と回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町新丁〇〇番地・〇〇〇〇氏。

続きまして番号 24。所在・地番：船子〇〇番、地目：田、地積：389 m²、変更登記地目：山林、登記原因・日付：平成元年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和 3 年 2 月 18 日現地調査。

こちらは番号 23 の筆を調査したときと同様に現況確認を実施しております。本照会地は、上記の照会地と同様に平成 29 年 1 月の農業委員会総会で非農地判断議決している筆であるが、令和 2 年 6 月 25 日に畑として利用するとして農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請があり、同年 7 月に許可を出している。上記のような経緯はあるが、現況は地籍調査が行われた当時と大きな変化はなく、メダケ、雑木が繁茂している状況のため、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名：大多喜町新丁〇〇番地・〇〇〇〇氏。

番号 25。所在・地番：横山〇〇番、地目：田、地積：978 m²、変更登記地目：山林、登記原因・日付：年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和 3 年 3 月 1 日現地調査。

本件は矢代委員、浅野委員立会の元、事務局 1 名が同行して現地確認を実施しております。照会地〇〇番の周囲は荒廃、山林化が進み、立入が困難であったため、離れた場所からの目視及び航空写真による現況確認を行ったが、周囲の現況が山林、原野であることから長期間耕作がなされておらず、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町横山〇〇番地・〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です。

続きまして 20 頁をお開きください。

報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 38。所在・地番：平沢〇〇番、地目：田、地積 742 m²他 9 筆、登記原因・日付：相続・令和 3 年 3 月 15 日、権利者：船橋市薬円台〇〇番地・〇〇〇〇氏。

この他、番号 39 から番号 41 まで同様の相続の届出がされており、合計 48 筆、35,075.3 m²の地積となります。

報告第 2 号は以上となります。

続きまして 23 頁をお開きください。

報告第 3 号「軽微な農地改良の届出について」

下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 4。所在・地番：柳原〇〇番、地目：田、地積 327.1 m²他 1 筆で合計 793.1 m²、埋め立て後の利用：田、土地所有者：大多喜町柳原〇〇番地・〇〇〇〇氏、工事期間：令和 3 年 2 月 22 日から令

和3年5月30日。

番号5。所在・地番：田丁〇〇番、地目：畑、地積1,368㎡、埋め立て後の利用：田、土地所有者：茨城県取手市〇〇番地・〇〇会社 代表役員 〇〇〇〇氏、工事期間：令和3年5月1日から令和3年7月31日。本件は先程議案第1号で農地法第3条の許可となった案件と関連のあった届出であります。

報告第3号は以上です。

次に報告第4号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。

番号15。所在・地番：下大多喜〇〇番、地目：田、地積2,922㎡他4筆で合計11,748㎡、貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地・〇〇〇〇氏、借受人：市原市五井東〇〇番地・株式会社〇〇〇〇、事由：令和元年度の大型台風の影響にて多大な発生し、会社の経営が悪化したため。

報告第4号は以上です。

次に報告第5号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号1。所在・地番：粟又〇〇番、地目：田、地積841㎡他9筆で合計5,691㎡、貸付人：大多喜町粟又〇〇番地・〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町粟又〇〇番地・〇〇〇〇氏、事由：経営移譲年金を受給しているが、譲受後継者も農業経営を行わないため。

報告第5号は以上です。報告事項は以上で終了となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続いて議事日程6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局
(伊嶋)

特にございません。

議長
(渡辺会長)

なしとのことですので、以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午後4時10分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月7日

議長 渡辺忠洋

署名委員 森紀久嗣

署名委員 渡辺さゆい